



一般社団法人
千葉南青色申告会
広報委員会
☎043(262)8966
<http://chibaminamiaoiro.jp>

みなみだより



(一社)千葉南青色申告会会長 岡田 博文

新年あけましておめでとうございます。年頭に当たり謹んでお祝いを申し上げます。

さて、間もなく確定申告の時期を迎えます。一昨年の十月一日より開始されたインボイス制度を機に新たに消費税の課税が一年分となります。二割特例の使えない方につきましては帳簿等の整理に時間がかかるものと見込まれますので、早めのご相談を頂きますようお願い申し上げます。さて、先般よりご案内の通り、本年一月より税務署では提出した書類の控えに收受日付印の押なつが行われないこととなりました。皆様方がこれから提出されます確定申告書の控えにも收受日付印が押されなくなります。今まで紙面で申告書を提出されていた方は、e-Taxにて提出していただく『メール詳細』という收受日付印の代わりとなるものを印刷することが出来ます。本年は、是非e-Taxにて申告書の提出をしていただくことをお勧めいたします。電子証明書が付与されているマイナンバーカードをお持ちであれば、会の申告相談所でe-Tax送信のお手伝いをいたします。まだ、マイナンバーカードを取得されていない方でも会の申告相談所に税理士の先生がお見えになっている日は、代理送信でe-Tax送信が出来ますのでご検討ください。なお、後日、e-Tax送信の内容を確認したい場合は、ご自分のマイナンバーカードが必要となりますので、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、電子証明書を付与したマイナンバーカードの取得をお勧めいたします。

次に、会の申告相談所で、感染症予防対策の一環として、密にならないようにと始めた完全予約制ですが、結果として相談される方の待ち時間の短縮につながり、好評を得ているようです。完全予約制は、今後も実施してまいりますので、早めの予約をお願い致します。

確定申告期間中の税務署内の青色コーナーの運営につきましては、役員の皆様にお世話になりますが、宜しくお願い致します。結びにあたり、本年が皆様方にとりまして良き年でありますよう、お祈り申し上げます。

千葉南税務署長 佐藤 一明



新年あけましておめでとうございます。

令和七年の年頭に当たり、一般社団法人千葉南青色申告会の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、岡田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年の貴会の活動を振り返ってみますと、会員の皆様への記帳指導を始めとして、e-Taxの利用拡大、インボイス制度開始を機に新たに課税事業者となった方への消費税申告のご対応、定額減税に係る周知・広報、また、署申告書作成会場の青色コーナーでの青色申告制度の普及活動に積極的に取り組んでいただきました。

さらに税に関する広報では、「緑区ふるさとまつり」に出展してのチラシ配布や税金クイズ、「いちほら大収穫祭」でのチラシ配布にご尽力いただいたほか、千葉南青色申告会の広報車での街頭アナウンス、タクシー協会の協力の下、マグネットシート装着による「自宅からのe-Tax」推進広告の掲示や、他の団体との協賛による小湊バスへのマグネットシート装着による「スマホ申告」推進広告の掲示など、多岐にわたる活動を行っていただきました。

このような、税務行政に対する皆様方の献身的な活動に深く感謝申し上げますとともに、今後とも貴会の各種活動に全面的に支援させていただき存でございますので、引き続き、税務行政のよき理解者として、より一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、間もなく令和六年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。国税当局においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指し、マイナンバー連携対象の拡大などe-Taxに係る様々な環境整備を行っているほか、キャッシュレス納付をはじめとするオンライン手続の促進、税務相談チャットボット（ふたば）の運用等、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを推進しているところです。

今後も、これらの施策の周知・広報等に努めますので、併せてご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、新しい年が貴会にとつて、ますます飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方にとって幸多き年でありますよう、心から祈念いたします。新年の挨拶とさせていただきます。

税を考える週間

税を考える週間の一環として、査察の経験が豊富な千葉南税務署長佐藤一明様を講師としてお迎えし『査察よもやま話』と題した講演会を開催いたしました。

緑区ふるさとまつり(昭和の森)、いちばら大収穫祭(市原市農業センター)において税のPR活動を行いました。



11月13日 署長講演会



11月3日 緑区ふるさとまつり



11月10日 いちばら大収穫祭

令和7年1月から、申告書等の控えに『收受日付印』の押なつが行われなくなります。

対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただくようになり、申告書等の提出年月日はご自身で記録・管理をする必要があります。

申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認、プリントすることができます。【詳細は国税庁のホームページをご覧ください】

申告者ご本人のマイナンバーカードと設定した暗証番号(4桁の数字や6桁以上の英数字)をご用意いただければ、確定申告時期に千葉南青色申告会からe-Taxで申告をする事ができます。

分離課税の申告のある場合など、青色申告会からのe-Tax送信のサポートができない場合がございますので、詳細はお問合せ下さい。

千葉南税務署は内部事務(例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務)を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」の対象署となっております。書面の申告書・申請書等を郵送により提出をする場合の郵送先は下記業務センターとなります。

〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地
東京国税局業務センター 千葉西分室(千葉南税務署)

※書面の申告書・申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

※税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出する場合は、千葉南税務署へ提出してください。

※e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり千葉南税務署へ送信願います。

給料の源泉税(年末調整)関係の書類作成相談は1月20日(月)までです〈完全予約制〉

※1月21日(火)以降は決算・申告の相談のみとなります※

令和6年分決算・申告の相談は1月21日(火)～3月17日(月)午前までです

【完全予約制】で実施いたします 《予約の詳細》文書を同封しております
会計ソフト『ブルーリターンA』ご利用の方は別途ご案内文書の日程【最終日2月28日(金)】

※期限後の相談はいたしかねますのでご了承ください※

千葉南青色申告会 事務局

TEL 043 (262) 8966

FAX 043 (262) 8977

対応時間〈月曜～金曜の平日〉9:30～11:30・13:30～16:00

※上記時間内でも業務の都合上対応できない場合がございます事をご容赦ください※

12月27日(金)～1月5日(日)は年末年始休業日です

〈2月4日(火)【出張相談日】および3月18日(火)は閉所いたします〉

《編集後記》公園の片隅に何色も咲いていたコスモスが過ぎ去り、道路から垣根越しに見える枇杷の枝先に付いた茶色の房も大きくなり、年の瀬を感じられますが、顧みますと、災いの多い一年でしたので、今年こそ平穏な年でありますようお願いばかりです。T・T